

大口町告示第85号

大口町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱を次のように定める。

平成30年8月24日

大口町長 鈴木雅博

大口町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護し、かつ、災害に強いまちづくりを推進するため、ブロック塀等の撤去を実施する者に対し、予算の範囲内において大口町ブロック塀等撤去費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路及び通常の状態において不特定多数の者が通行する道、その他これらと同等と町長が認めたものをいう。
- (2) ブロック塀等 補強コンクリートブロック造の塀及びコンクリートブロック、レンガ又は大谷石等の組積造の塀、その他これらに類する塀及び門柱等をいう。
- (3) 撤去 既存のブロック塀等の全部又は一部を解体し、撤去及び処分することをいう。この場合において、一部を解体し、撤去及び処分することとは、既存のブロック塀等を1メートル未満の高さとし、かつ、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の規定に基づく基準を満たすことをいう。
- (4) 診断士等 ブロック塀等の診断に係る国家資格、公的資格、民間資格等の資格を有する者又は補助金の事務を所掌する課の職員（以下「職員」という。）をいう。
- (5) 診断結果票 診断士等によるブロック塀等の診断により、総合評価及び総合判定等が記載されたブロック塀等診断結果票（様式第1-1）又はブロック塀等簡易診断結果票（様式第1-2）をいう。

(補助の対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次条に規定する補助対象ブロック塀等を所有する者又は所有する者から委任を受けた者

- (2) 大口町暴力団排除条例（平成24年大口町条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者
（補助の対象工事等）

第4条 補助金の交付対象となるブロック塀等の工事は、次の各号のいずれにも該当するブロック塀等（以下「補助対象ブロック塀等」という。）の撤去に係る工事とする。ただし、過去にこの要綱の規定による補助を受けたことがあるブロック塀等又は当該ブロック塀等と同一の利用に供されている土地に存するブロック塀等の撤去工事については、この限りでない。

- (1) 大口町内にあり、道路に接面した高さ及び長さ1メートル以上のもの
- (2) 診断結果票の総合判定の欄に「否」の判定があるもの
- (3) ブロック塀等の撤去に係る他の制度による補助等の交付を受けていないもの
（事前相談）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次条に規定する申請の前に、町長に相談しなければならない。

（交付申請）

第6条 申請者は、補助対象ブロック塀等の撤去に係る工事（以下「撤去工事」という。）に着手する前までに、ブロック塀等撤去費補助金交付申請書（様式第2。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 診断結果票
- (2) 撤去工事の場所を表した案内図
- (3) 撤去工事の内容を表した図書（配置図、立面図等）
- (4) 撤去工事に係る見積書の写し
- (5) 撤去工事を実施する補助対象ブロック塀等の写真（全景写真、前面道路及び危険個所）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 町長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審

査し、補助金の交付の可否を決定し、大口町ブロック塀等撤去費補助金交付決定（却下）通知書（様式第3）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の審査の際、町長が必要と認めるときは、現地調査をすることができる。

3 申請者は、第1項に規定する通知を受けた後でなければ、撤去工事に着手することができない。

（補助金の額）

第8条 補助金の額は、撤去工事に要する費用又はブロック塀等の長さの延長に1メートル当たり1万円を乗じて得た額のうち、いずれか少ない額に2分の1を乗じて得た額とし、10万円を限度とする。この場合において、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（変更交付申請）

第9条 申請者は、第6条に規定する申請書の内容のいずれかに変更が生じたときは、その事由が生じた日から起算して10日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月20日までのいずれか早い期日までに、大口町ブロック塀等撤去費補助金変更交付申請書（様式第4。以下「変更交付申請書」という。）に当該変更事項を証する書類を添付して、町長に提出しなければならない。

（変更交付決定）

第10条 町長は、前条に規定する変更交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の変更交付の可否を決定し、大口町ブロック塀等撤去費補助金変更交付決定（却下）通知書（様式第5）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の審査の際必要と認めるときは、現地調査をすることができる。

（交付申請等の取下げ）

第11条 申請者は、第6条に規定する交付申請又は第9条の変更交付申請を取り下げるときは、補助金の交付決定があった日の属する年度の3月20日までに、大口町ブロック塀等撤去費補助金（変更）交付申請取下書（様式第6）を町長に提出しなければならない。

（完了実績報告等）

第12条 申請者は、撤去工事が完了したときは、当該完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月20日までのいずれか早い期日までに、大口町ブロック塀等撤去工事完了実績報告書（様式第7。以下「完了報告書」という。）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。ただし、特別の事情により町長が認める場合に限り、当該年度の3月31日までに提出するものとする。

(1) 撤去工事完了後の写真

(2) 撤去工事に係る領収書又は請求書の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項第2号に規定する書類が請求書の写しによる場合は、申請者は第16条第1項に規定する補助金の交付を請求するまでに、領収書の写しを町長に提出しなければならない。

(完了検査等)

第13条 町長は、前条第1項に規定する完了報告書の提出があったときは、撤去工事の検査をし、又は関係者に意見を聞くことができる。

2 町長は、前項の検査により不備が判明したときは、検査結果不備事項通知書（様式第8）により申請者に通知するものとする。

(不備事項の是正及び再検査)

第14条 前条第2項の通知を受けた者は、速やかに不備事項を是正するとともに、その旨町長に報告しなければならない。

2 町長は、前項の報告があったときは、撤去工事の再検査をし、又は関係者に意見を聞くことができる。

(補助金の交付金額の確定等)

第15条 町長は、速やかに第13条第1項に規定する検査又は前条第2項に規定する再検査の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付金額を確定し、大口町ブロック塀等撤去費補助金確定通知書（様式第9）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第16条 申請者は、前条の通知を受けた日から起算して10日以内に大口町ブロック

塀等撤去費補助金交付請求書（様式第10）を町長に提出し、補助金を請求しなければならない。

2 町長は、前項の請求に基づき、申請者に対し補助金を交付するものとする。

（地位の承継）

第17条 申請者が死亡又は合併等による消滅その他やむを得ない事情があり、申請者の地位を承継する者（以下「承継人」という。）に補助金の交付を受ける意思があるときは、承継人は速やかに大口町ブロック塀等撤去費補助金地位承継届（様式第11。以下「承継届」という。）を町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する承継届には、承継人であることを証する書類を添付しなければならない。

（交付決定等の取消し及び補助金の返還）

第18条 町長は、申請者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、大口町ブロック塀等撤去費補助金（変更）交付決定取消通知（返還命令）書（様式第12）により、第7条第1項に規定する補助金の交付決定又は第10条第1項に規定する補助金の変更交付決定を取り消し、又はその返還を命ずることができる。

(1) 第14条第1項に規定する不備事項を是正し、その旨町長に報告しないとき

(2) 虚偽の申請その他不正の行為により、補助金の交付を受けようとした又は受けたとき

(3) 補助金を補助の目的以外の用途に使用したとき

（書類の保管）

第19条 申請者は、補助金の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しなければならない。

（その他必要事項）

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

- 3 前項の規定によるこの要綱の失効の際現にこの要綱に基づいて交付されている補助金に係る交付決定の取消し及び補助金の返還請求並びに関係書類の保管については、この要綱の失効後も、なお従前の例による。

様式第1-1 (第2条、第4条、第6条関係)

ブロック塀等診断結果票

診断日	年 月 日	診断結果説明日:	年 月 日
作成日	年 月 日	確認欄:	㊟
診断士	氏名	㊟	登録番号
	所属		連絡先 () -

1 ブロック塀等の概要

所在地		接道	有・無
所有者等	住所及び所在地		
	氏名及び名称		

2 塀の履歴や構造

塀	材質	<input type="checkbox"/> ブロック <input type="checkbox"/> 大谷石 <input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> レンガ <input type="checkbox"/> その他 ()						
	高さ	mm	長さ	mm	厚さ	mm	高低差	mm
	構成	塀:			状況:			
	建築	年 月 日	建築後	年経過	<input type="checkbox"/> 不明			
	増設	有・無	年頃	規模				
	補強	有・無	種類	柱補強【 <input type="checkbox"/> RC <input type="checkbox"/> S <input type="checkbox"/> その他 () 】 帯鉄板				
擁壁	材質	<input type="checkbox"/> RC <input type="checkbox"/> 大谷石 <input type="checkbox"/> 間知石 <input type="checkbox"/> ブロック <input type="checkbox"/> 石垣 <input type="checkbox"/> その他 ()						
	高さ	mm	<input type="checkbox"/> 擁壁無					

3 塀の総合診断結果 (評価・判定)

総合評価			総合判定
簡易診断による安全性の評価 Q	建築基準法施行令による評価 L		適・否
<input type="checkbox"/> 安全	$70 \leq Q$		
<input type="checkbox"/> 一応安全	$55 \leq Q < 70$		
<input type="checkbox"/> 要注意	$40 \leq Q < 55$		
<input type="checkbox"/> 危険	$Q < 40$		
診断士所見			

※Qが「要注意」又は「危険」、若しくはLが「否」に該当する場合は、総合判定は「否」とする。

【簡易診断による安全性の評価】

A 基本性能の診断【基本性能値】

B 壁体の外観診断【外観係数】

診断項目		基準点	評価点	診断項目		基準係数	評価係数
建築後の年数	10年未満	10	①	全体の傾き	なし	1.0	⑫
	10年以上 20年未満	8			あり	0.7	
	20年以上又は不明	5		ひび割れ	なし	1.0	⑬
高さの増積み	なし	10	あり		0.7		
高さの増積み	あり	0	②	損傷	なし	1.0	⑭
	塀単独	10			あり	0.7	
使用状況	土留め・外壁等を兼ねる	0	③	著しい汚れ	なし	1.0	⑮
	塀の下に擁壁なし	10			あり	0.7	
塀の位置	塀の下に擁壁あり	5	④	外観係数（※⑫～⑮の最小値）B			
	塀の高さ	1.2m以下		15	⑤	C 壁体の耐力診断【耐力係数】	
塀の高さ	1.2m越え 2.2m以下	10	耐力診断項目	基準係数		耐力係数	
	2.2mを超える	0					
塀の厚さ	15cm以上	10	⑥	ぐらつき	動かない	1.0	⑯
	12cm	8			僅かに動く	0.8	
	10cm	5			大きく動く	0.5	
透かしブロック	なし	10	⑦	耐力係数 C			
	あり	5					
鉄筋	あり	10	⑧	D 保全状況の診断【保全係数】			
	なし	0		診断項目	基準係数	保全係数	
	確認不能	0					
控え壁・控え柱	あり	10	⑨	補強・転倒防止対策等	あり	1.5	⑰
	なし	5			なし	1.0	
かさ木	あり	10	⑩	保全係数 D			
	なし	5					
基礎	あり	5	⑪	安全性総合評価点 Q			
	なし	0					
	確認不能	0					
基本性能値（※①～⑪までの評価点の合計）		A					

基本性能値 A	×	外観係数 B	×	耐力係数 C	×	保全係数 D	=	安全性総合 評価点 Q

【建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）による評価】

ア 補強コンクリートブロック造（第62条の8）

区分	ブロック塀の高さ (h) の区分による基準適合要件		
高さ ①	$h \leq 1.2\text{m}$	$1.2\text{m} < h \leq 2.0\text{m}$	$2.0\text{m} < h \leq 2.2\text{m}$
厚さ ②	10cm 以上		15cm 以上
鉄筋③	<ul style="list-style-type: none"> ・壁頂・基礎それぞれ横に直径 9mm 以上の鉄筋を配置 ・壁の端部・隅角部それぞれ縦に直径 9mm 以上の鉄筋を配置 		
鉄筋④	<ul style="list-style-type: none"> ・たて筋・よこ筋それぞれ長さ 80cm 以下ごとに直径 9mm 以上の鉄筋を配置 ※たて筋は空洞部内で継がない（または、溶接接合その他これと同等以上の強度を有する接合方法とする） 		
控え壁 ⑤	不問	<ul style="list-style-type: none"> ・長さ 3.4m 以下ごとに直径 9mm 以上の鉄筋を配置した控え壁（高さ×1/5 以上突出） 	
鉄筋の末端のかぎ掛け ⑥	<ul style="list-style-type: none"> ・たて筋は壁頂・基礎にかぎ掛け ・よこ筋はたて筋にかぎ掛け ※たて筋を鉄筋の直径の 40 倍以上基礎に定着する場合は、たて筋の末端を基礎のよこ筋にかぎ掛けしなくてもよい 		
基礎 ⑦	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物に作用する荷重及び外力を安全に地盤に伝え、かつ、地盤の沈下又は変形に対して構造耐力上安全なもの ・丈 35cm 以上、且つ根入れの深さ 30cm 以上の鉄筋コンクリート基礎 		

イ れんが造、石造、コンクリートブロック造その他の組積造（第61条）

区分	基準適合要件
高さ ①	$h \leq 1.2\text{m}$
厚さ ②	・壁頂までの垂直距離×1/10 以上
控え壁 ③	<ul style="list-style-type: none"> ・長さ 4.0m 以下ごとに木造以外の控え壁（厚さ×1.5 以上突出） ※厚さが（壁頂までの垂直距離×1/10 以上）×1.5 以上の場合は不要
基礎 ④	・根入れの深さ 20cm 以上の鉄筋コンクリート基礎

区分 構造	基準の適否							
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
ア	適・否	適・否	適・否	適・否	適・否	適・否	適・否	
	④ 構造計算により構造耐力上安全であることを確認できる					適・否		
イ	適・否	適・否	適・否	適・否		建築基準法施行令 による総合評価点 L		
	目地	<ul style="list-style-type: none"> ・目地塗面の全部にモルタルが行きわたるように組積 ・組積造の場合は芋目地にしない 						
共通	適・否						適・否	

※上記の構造の別における区分ごとの基準（アの場合は①～⑦の基準又は④、イの場合は①～④の基準）及び「目地」のいずれも「適」であるときは、建築基準法施行令による判定は「適」とし、それ以外は「否」とする。

ブロック塀等簡易診断結果票

診断日	年 月 日	診断結果説明日:	年 月 日
作成日	年 月 日	確認欄:	㊟
所属		担当印 ㊟	連絡先 () -

1 ブロック塀等の概要

所在地		接道	有・無
所有者等	住所及び所在地		
	氏名及び名称		

2 塀の履歴や構造

塀	材質	<input type="checkbox"/> ブロック <input type="checkbox"/> 大谷石 <input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> レンガ <input type="checkbox"/> その他 ()					
	高さ	mm	長さ	mm	厚さ	mm	
	建築	年	月	日	建築後	年経過	<input type="checkbox"/> 不明

3 塀の総合診断結果 (評価・判定)

総合評価		総合判定
簡易診断による安全性の評価 Q		
<input type="checkbox"/> 安全	$70 \leq Q$	
<input type="checkbox"/> 一応安全	$55 \leq Q < 70$	
<input type="checkbox"/> 要注意	$40 \leq Q < 55$	
<input type="checkbox"/> 危険	$Q < 40$	適・否

※Qが「要注意」又は「危険」に該当する場合は、総合判定は「否」とする。

※この診断結果票は、「傾き」や「ぐらつき」など、明らかに緊急な撤去が必要と思われるブロック塀等について、ブロック塀診断士(専門家)の診断に替えて、補助金の事務を所掌する課の職員が実施する際に使用するものです。

※この診断結果票において総合判定が「否」の場合は、当該ブロック塀等の全部について、速やかな撤去工事を実施していただくようご理解ください。

【簡易診断による安全性の評価】

A 基本性能の診断【基本性能値】

B 壁体の外観診断【外観係数】

診断項目		基準点	評価点	診断項目		基準係数	評価係数
建築後の年数	10年未満	10	①	全体の傾き	なし	1.0	⑫
	10年以上 20年未満	8			あり	0.7	
	20年以上又は不明	5		ひび割れ	なし	1.0	⑬
高さの増積み	なし	10	あり		0.7		
高さの増積み	あり	0	②	損傷	なし	1.0	⑭
	塀単独	10			あり	0.7	
使用状況	土留め・外壁等を兼ねる	0	③	著しい汚れ	なし	1.0	⑮
	塀の下に擁壁なし	10			あり	0.7	
塀の位置	塀の下に擁壁あり	5	④	外観係数 (※⑫～⑮の最小値) B			
	塀の高さ	1.2m以下		15	⑤	C 壁体の耐力診断【耐力係数】	
塀の高さ	1.2m越え 2.2m以下	10	耐力診断項目	基準係数		耐力係数	
	2.2mを越える	0					
塀の厚さ	15cm以上	10	⑥	ぐらつき	動かない	1.0	⑯
	12cm	8			僅かに動く	0.8	
	10cm	5			大きく動く	0.5	
透かしブロック	なし	10	⑦	耐力係数 C			
	あり	5					
鉄筋	あり	10	⑧	D 保全状況の診断【保全係数】			
	なし	0		診断項目	基準係数	保全係数	
	確認不能	0					
控え壁・控え柱	あり	10	⑨	補強・転倒防止対策等	あり	1.5	⑰
	なし	5			なし	1.0	
かさ木	あり	10	⑩	保全係数 D			
	なし	5					
基礎	あり	5	⑪	安全性総合評価点 Q			
	なし	0					
	確認不能	0					
基本性能値 (※①～⑪までの評価点の合計)		A					

基本性能値 A	×	外観係数 B	×	耐力係数 C	×	保全係数 D	=	安全性総合 評価点 Q

様式第2 (第6条関係)

(表)

大口町ブロック塀等撤去費補助金交付申請書

年 月 日

大口町長 様

住所又は
申請者 所在地
氏名又は
名称 ⑩
電話

大口町ブロック塀等撤去費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請
します。

記

- 1 ブロック塀等の所在地
- 2 ブロック塀等の所有者
- 3 ブロック塀等の高さ及び長さの延長
(道路に接面した補助対象ブロック塀等の撤去部分)
高さ _____ . _____ メートル 長さの延長 _____ . _____ メートル
- 4 補助金の交付を受けようとする事由
- 5 撤去工事の予定期間
着手 _____ 年 月 日 完了 _____ 年 月 日
- 6 撤去工事に要する予定額 金 _____ 円
(道路に接面した補助対象ブロック塀等の撤去部分)
- 7 補助金交付申請額 金 _____ 円

(裏)

8 添付書類

- (1) 診断結果票（様式第1- ）
- (2) 撤去工事の場所を表した案内図
- (3) 撤去工事の内容を表した図書
- (4) 撤去工事に係る見積書の写し
- (5) 撤去する補助対象ブロック塀等が他人所有のものである場合は、所有者の委任状
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

同 意 書

私は、大口町ブロック塀等撤去費補助金の交付申請にあたり、次のことに同意します。

- (1) ブロック塀等の所有者を確認する等の必要があるときは、補助金の事務を所掌する課の職員が公簿等により確認することができること。
- (2) ブロック塀等の解体から処分に至る撤去工事に関し、法令等を遵守するとともに、適正な手続きにより実施し、若しくは施工業者又は建築士等を実施させること。

年 月 日

大口町長 様

氏名又は名称

印

様式第3（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

大口町長

印

大口町ブロック塀等撤去費補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました大口町ブロック塀等撤去費補助金については、下記のとおり交付の決定（却下）をしたので通知します。

記

- 1 ブロック塀等の所在地
- 2 ブロック塀等の所有者
- 3 ブロック塀等の高さ及び長さの延長
（道路に接面した補助対象ブロック塀等の撤去部分）
高さ . メートル 長さの延長 . メートル
- 4 交付決定額 金 円
- 5 交付の条件

様式第4（第9条関係）

大口町ブロック塀等撤去費補助金変更交付申請書

年 月 日

大口町長 様

住所又は
申請者 所在地
氏名又は
名称 ⑩
電話

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定通知を受け
ました大口町ブロック塀等撤去費補助について、下記のとおり変更したいので、関
係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更後の補助金交付申請額 金 _____ 円
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由
- 4 添付書類
 - (1) 撤去工事の変更内容を表した図書
 - (2) 撤去工事変更見積書
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

大口町長

印

大口町ブロック塀等撤去費補助金変更交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました大口町ブロック塀等撤去費等補助
については、下記のとおり変更交付の決定（却下）をしたので通知します。

記

- 1 ブロック塀等の所在地
- 2 ブロック塀等の所有者
- 3 ブロック塀等の高さ及び長さの延長
（道路に接面した補助対象ブロック塀等の撤去部分）
高さ . メートル 長さの延長 . メートル
- 4 変更後の交付決定額 金 円
- 5 変更交付の決定（却下）の内容
- 6 変更交付の決定（却下）の理由

様式第6（第11条関係）

大口町ブロック塀等撤去費補助金（変更）交付申請取下書

年 月 日

大口町長 様

住所又は
申請者 所在地
氏名又は
名称 ⑩
電話

年 月 日付け 第 号により決定の通知を受けました大口町ブロック塀等撤去費補助に係る撤去工事については、下記のとおり中止（廃止）する（した）ので、補助金（変更）交付申請を取り下げます。

記

1 取下げの理由

様式第8（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

大口町長

印

検査結果不備事項通知書

年 月 日付けで提出のありました大口町ブロック塀等撤去工事完了実績報告書に基づき検査した結果、不備が判明したもので下記のとおり通知します。

また、不備事項の改善を行わない場合は、補助金の交付を取り消すことがあります。

記

- 1 不備の箇所
- 2 不備の内容及び理由

様式第9（第15条関係）

第 号
年 月 日

様

大口町長

印

大口町ブロック塀等撤去費補助金確定通知書

年 月 日付けで申請のあった大口町ブロック塀等撤去費補助金については、下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 交付決定年月日及び番号
- 2 撤去工事完了実績報告書提出年月日
- 3 補助金確定額 金 _____ 円

様式第10 (第16条関係)

大口町ブロック塀等撤去費補助金交付請求書

年 月 日

大口町長 様

住所又は
申請者 所在地
氏名又は
名称 ⑩
電話

年 月 日付け 第 号により額の確定の通知を受けました大口町ブロック塀等撤去費補助金について、下記のとおり補助金を請求します。

記

1 支払請求額 金 _____ 円

振 込 先 金 融 機 関	金融機関名	銀行 金庫 農協	本店 支店 支所
	預金の種類	普通・当座 (該当を○で囲む)	
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義人		

* 振込先については、申請者名義にしてください。

様式第11 (第17条関係)

大口町ブロック塀等撤去費補助金地位承継届

年 月 日

大口町長 様

住所又は
承継人 所在地
(新申請者) 氏名又は
名称 ⑩
電話

年 月 日付け 第 号により決定の通知を受けました大口町ブロック塀等撤去費補助について、下記のとおり地位を承継するので、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 ブロック塀等の所在地
- 2 ブロック塀等の所有者
- 3 ブロック塀等の高さ及び長さの延長
(道路に接面した補助対象ブロック塀等の撤去部分)
高さ _____ . _____メートル 長さの延長 _____ . _____メートル
- 4 変更前の申請者
- 5 承継の理由
- 6 承継年月日
- 7 添付書類
(1) 承継人であることを証する書類

様式第12（第18条関係）

第 号
年 月 日

様

大口町長

印

大口町ブロック塀等撤去費補助金（変更）交付決定取消通知（返還命令）書

年 月 日付け 第 号により交付決定した大口町ブロック塀等撤去費補助金については、当該交付決定を取り消す（とともに、その返還を命ずる）ので通知します。

については、交付済の下記の金額を速やかに大口町に返還してください。

記

- 1 返還命令額 金 _____ 円
- 2 返還期限 _____ 年 月 日
- 3 取り消す（とともに、その返還を命ずる）理由